

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	18年度													19年度														
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月	4月	5月												
仕組み面（言い出す仕組み）の対策																														
1	定期的な業務総点検の実施・定着	【業務総点検の実施】 -1 全員参加のグループ討議によるコミュニケーションとディスカッションを実施 -2 洗い出されたリスクについて、対策を検討し、確実な改善を実施	(実施) 火力部 (対象) 火力部門	具体的実施方法の検討	経営層・店所訪問 実施方法説明	総点検開始	業務総点検実施	店所集約	本店集約	9/中	リスク管理委員会へ報告	課題事項のフォロー	課題事項のフォロー	課題事項のフォロー	課題事項のフォロー	課題事項のフォロー	業務総点検を毎年実施													
2	設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実	【不具合管理の仕組みの充実】 -1 既存のシステムを活用し、不具合防止を徹底 -2 さらなる情報共有を図るため、既存システムを再構築 -3 新システムを活用した不具合管理を実施するとともに、随時、課題事項をフォロー	(実施) 火力部 (対象) 火力部門			基本方針策定			既存システム改修		運用開始	10	新システムを活用した不具合管理	課題事項のフォロー	課題事項のフォロー	課題事項のフォロー														
3	業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化	【企業倫理相談窓口の全社員へのさらなる周知・徹底】 -1 イン트라ネットを利用した周知・徹底 -2 宣誓書署名にあわせた周知・徹底 -3 社報による周知・徹底 -4 eラーニングによる周知・徹底 -5 各職場の企業倫理担当への相談体制を充実	(実施) 総務部 (対象) 全社員	周知・徹底方法の策定	5/下	イントラネットによる再周知	6/上	宣誓書配布	7/上	社報へ掲載	8/下	eラーニング配信	各企業倫理担当へ依頼	3/23	各職場における取組	6/中	取り組み状況報告	適宜、企業倫理担当へ相談しやすいよう環境を整備												
		本店GMによる全発電所を巡回による発電所GM等と意見交換の実施	(実施) 火力部 (対象) 火力部門	コミュニケーション活動			コミュニケーション活動			コミュニケーション活動			コミュニケーション活動			コミュニケーション活動														
		【法令・技術のサポート強化】 -1 法令・社内規程の解釈について第一線現場をサポートするために、本店火力部に火力保安グループを設置するなどサポート体制を強化 -2 発電所のニーズに応じた火力エンジニアリングセンターによる技術的課題に対するサポートの強化を行うため、事業所・発電所との協働により、幅広く強化策を検討・実施	(実施) 火力部 (対象) 火力部門	具体的サポート体制の検討				7/1	サポート開始																					
4	第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化	本店に「法務室」を設置 法律相談受付ラインの整備 法務室が全事業所に赴く「出前法律相談」の実施 法律関係手引書の充実 法務担当者の人材交流の拡大（19年度以降、順次実施）	(実施) 総務部 (対象) 全社、総務部	体制の決定			7/1	「法務室」設置	新法務体制			出前法律相談の実施					法律相談事案の水平展開（法律関係手引書の充実等）													
再発防止対策の実施状況の確認と対策の見直し・改善																														
再発防止対策の実施状況の確認、効果の検証、見直しの実施	再発防止対策の実施状況について、本店各々が自部門の検証を実施 監査結果について、評価の具体的な実施方法の検討を踏まえ、再発防止対策の効果の検証も含めて、再発防止策検討部に報告 検証結果を踏まえ再発防止対策の継続的な見直しを実施	(実施) 各部門 品質・安全監査部 (対象) 全社 (原子力部門除く)	評価の具体的な実施方法検討・立案														本店各々の検証	3/下	実施状況の確認報告											

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画															
2	保安規程の変更命令（電事法第42条第2項）	保安規程の変更命令に基づき、保安規程を変更する。 合わせて、社内規程・マニュアル類の改定を行う。	水力・火力												
	a. 主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるように独立性を確保し、責任範囲を適切な規模とすること。														
	b. 主任技術者の職務に記録を点検し、その内容を確認することを追加すること。														
	c. 保安教育として、電気事業法等の法令の内容についての理解を深めさせるための教育プログラムを追加する。その際、保安教育の実施について「必要に応じて」、「原則として」といった曖昧な記述を削除し、計画的に実施すること。			5/7 保安規程変更命令 変更の検討 保安規程変更届出 社内規程・マニュアル類の改定											
	d. 工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けること。			独立性を確保した電気主任技術者の配置や保安教育の実施等											
e. 作成し保存すべき記録について、適正に記録し、適切に管理することを確実にすること。															
4	電力会社の再発防止対策に係る行動計画の策定 再発防止対策を具体的に実現していくため、時間軸の入った行動計画を策定し、説明責任を明確化し、情報公開に取り組む。	再発防止対策を具体的に実現していくために、行動計画を策定。 実施状況の公表を含め、説明責任の明確化や情報公開に向けた取り組みの実施。	全部門共通	「行動計画」一次案策定・レビュー 「行動計画」案改定・レビュー 「行動計画」確定 「行動計画」提出 「行動計画」に基づく再発防止対策の実行・実施状況の確認・計画の見直し 逐次、地域の会等にて実施状況を説明											
21	水力・火力分野における立入検査の実施（電事法第107条） 技術基準の適合状況の確認の観点から立入検査を実施する 49水力発電所,東扇島2号機,広野火力1号機	立入検査を受検する。	水力・火力	立入検査受検											
22	電事法に基づく保安規程の記載内容の充実 電事法施行規則を改正し、適切に保安規程の内容を変更。 () 法令要求事項を明確化し、業務遂行上、確実に満足するよう改善すること。 () 文書及び記録が適切に作成、変更され、保存されるよう改善すること。 () 文書及び記録の作成、変更に対して、内容を適切に審査承認する仕組みとするよう改善すること。 () 保安活動が保安規程に基づき実施されることを確実にするよう、監視・監査するよう改善すること。 () 定期的に保安活動の実施状況を踏まえ、必要に応じ、保安規程を改定する仕組みとするよう改善すること。 () 外部から、物資等を調達する場合、調達内容に応じて調達内容が確実に管理される仕組みを構築するよう改善すること。 () 上記の改善が適切に行うことができるよう保安組織を構築、運営するよう改善すること。	電事法施行規則の改正に対応し、保安規程を変更する。 合わせて、社内規程・マニュアル類の改定を行う。	水力・火力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。 電事法施行規則の改正											
23	法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底（水力・火力） 必要な法令と技術の双方の観点から、確実な訓練を徹底する。		水力・火力	経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目2.cに記載。 保安院による実施状況確認											
24	電気主任技術者等の役割の強化（水力・火力） 電気主任技術者等の独立性を確保、責任と権限を持たせる。		水力・火力	経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目2.aに記載。 保安院による実施状況確認											
25	火力、水力分野に係る規格基準の見直し ・安全規制に関する規格・基準について最新知見を適宜反映し、実状を踏まえた、分かりやすく、使いやすいものに見直ししていく。 ・特に、発電用火力設備に係る技術基準については、河川法との整合化を図る。		水力・火力	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											

